

静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 6-59

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（静岡県人事委員会規則 6-6）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選考による採用) 第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項 ただし書に規定する選考によることを妨げない 場合として人事委員会で定める場合は、職員 を次に掲げる職に採用しようとする場合と する。 (1)～(5) (略) (6) 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員 の採用に関する条例（令和元年静岡県条例 第3号）第2条第1項の規定により任期を 定めて採用される者をもって充てようとする 職 (7)～(9) (略)	(選考による採用) 第5条 職員の採用に係る法第17条の2第1項 ただし書に規定する選考によることを妨げない 場合として人事委員会で定める場合は、職員 を次に掲げる職に採用しようとする場合と する。 (1)～(5) (略) (6) 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員 の採用に関する条例（令和元年静岡県条例 第3号）第2条第1項及び静岡県がんセン ター局の一般職の任期付職員の採用に關す る条例（令和3年静岡県条例第27号）第2 条第1項の規定により任期を定めて採用さ れる者をもって充てようとする職 (7)～(9) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。